

～安全な畜産物を生産するために～ 飼料製造管理者ってご存知ですか？

Q.飼料製造管理者って？



A.飼料製造管理者は、特別な注意を必要とする抗菌性物質等を含む飼料を製造する事業場（自家配合農家含む）ごとに設置する必要があるものです。安全な畜産物を生産するために、飼料などの製造や、飼料添加物の製造における品質・安全管理などを担当します。

Q.自家配合農家の場合でも設置しないといけないの？



A.・抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造している
・インド産落花生油かすを含む飼料を製造している
上記のどちらかに当てはまる場合、飼料製造管理者を設置しなければなりません。

Q.どんな人が飼料製造管理者になれるの？



A自家配合農家の方が「飼料製造管理者」の資格を得るには、**国で決められた講習会の受講が必要**です。ただし、

- ①獣医師又は薬剤師
- ②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の過程を修めて卒業した方は、受講は不要です。



Q. 平成28年度の講習会はいつ開催されるの？

A. 平成28年度飼料製造管理者講習会の概要

開催期間：平成28年10月24日（月）～
10月28日（金）

申込期間：平成28年7月1日（金）～
8月15日（月）（必着）

開催場所：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階
共用大研修室5A

講習会へは、農家の方自ら申し込んでいただくこととなります。

参考HP：飼料製造管理者講習会受講手続

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

問い合わせ先：

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
肥飼料安全検査部

[TEL:050-3797-1857](tel:050-3797-1857)

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、
岐阜県農政部畜産課 草地飼料係

TEL 058-272-1111(内2875) FAX 058-278-2694
までお尋ね下さい。



中央家畜保健衛生所

大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内
TEL:(0584)73-1111 FAX:73-4422
E-mail:
c24502@pref.gifu.lg.jp